

銀年

銀座でわかる年季

情報(第73号)



令和元年 11 月 29 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

山茶花：岩国市錦町の山中（令和元年 11 月 23 日撮影）

在職老齢厚生年金



1 年金が減らされる？

11月26日の正午のNHKニュース。年金を減らされるとの表現使っていることに違和感を覚えました。DIGITAL朝日新聞(同日)も「働いて一定の収入がある高齢者の厚生年金を減らす「在職老齢年金制度」について、与党と厚生労働省は65歳以上の減額基準を「月収47万円超」のまま据え置き、60～64歳は「28万円超」から「47万円超」へ引き上げる方向で最終調整に入った。厚労省は対象者を減らすため一律51万円超とする方向で調整していたが、高所得者優遇との批判を免れないと判断した」と報じています。

今号は、これについて解説をします。

2 在職老齢厚生年金

老齢厚生年金の伝統的な位置付けは、サラリーマン(この単語は死後になりつつありますが)を引退したときの保障ということです。ここでの引退とは、老齢厚生年金の受給ができる年齢に到達後、厚生年金保険の被保険者でなくなったことを意味します。随分前には、被保険者であるときはそもそも老齢年金の受給権が発生しない(引退していないから)という時代もありました。

その後、年金受給権者が増えるにつれ、受給圧力が強まり、引退でなくとも給与(標準報酬)が一定水準以下であるときは、老齢厚生年金を全部又は一部支給することにし、一定水準以上であるときは、全額停止されることになっています。公的年金は、世代と世代の支え合いであることから、常に現役世代の保険料負担にも配慮すべき要請があり、加えて、年金財政健全化との面からもすべての受給権者に全額支給するとの選択肢はないのです。

そして、次図のとおり、一部支給とは年金額が減るのではなく、一部の受給を一時ご遠慮くださいということです。減るという表現は、権利そのものが失われるかのような表現で、受給が「停止」されるという方が適正な表現と考えるわけです。

3 在職老齢厚生年金の仕組み

老齢厚生年金の受給権者が現役世代であるとき、つまり、被保険者であるときは、給与所得(ここでは賞与がないとして考えます)によって標準報酬月額が定まり、それと老齢厚生年金額を合算した額が一定水準以上であるときは、一部停止、その合算額が更に高くなると全額停止となる仕組みとなっています。その計算は、65歳前と65歳以降とは大きく異なります。

65歳前では、標準報酬月額と老齢厚生年金(月額)の合計額が28万円を超えるとき、65歳以降は47万円を超えるとき、超えた分の半額につき老齢厚生年金を停止する仕組みとなっています。65歳になると、老齢基礎年金額も受給でき、大幅に年金受給額が増えます。

この超えた分の半額につき老齢厚生年金を停止するとは、標準報酬月額が上がるほど老齢厚生年金の受給額は少なくなるけれども、標準報酬（給与）との合計は増えていくということです。

つまり、勤労意欲がある方は、できるだけ働いていただき、沢山稼ぐほど合計が多くなるよう設計しているのです。



4 在職老齢厚生年金と就労意欲

就労し、老齢厚生年金が一部又は全部停止されることは、標準報酬月額が高いということであり、かつ、健康保険・厚生年金保険の保障があるのですから、むしろ一部又は全部停止される方が有利なのです。

しかしながら、その点は理解が得られているとは言い難く、意識的に就労しない方、就労しても老齢厚生年金が停止されないよう短時間労働とする方などが多く見受けられます。

そこで、厚生労働省は、前項の 28 万円及び 47 万円につき、一律、62 万円へ上げる案を検討したところ、高所得層への年金支給を増やして将来世代の年金水準が下がることに与野党から批判が出され、次善の策として 51 万円超に修正しました。しかし、なおかつ与党の理解を得られず、65 歳前の 28 万円を引き上げる改正にとどまる様相です。

5 支給停止の例示

前項とおり改正がされると、65 歳前の老齢厚生年金受給権者にとっては恩典が拡大します。

最後に現行の具体的な事例を掲げておきます（大胆に要約しています）。

【年金月額 10 万円、標準報酬月 26 万円】

○65 歳前

10 万円 - [(26 万円 + 10 万円) - 28 万円] ÷ 2 = 6 万円 6 万円の支給 (4 万円停止)
(改正後は全額支給となる)

○65 歳以降

10 万円 + 26 万円 < 47 万円 全額支給

当法人では、年金の相談・裁定請求について承っております

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: https://ginza-syaroushi.com/